

◆ 戸籍、住民登録、印鑑登録、住民基本台帳カード及びパスポートなどの届出等 ◆

戸籍の届出や住民登録などの業務等は、下記の表「施設等と主な取扱業務内容」のとおりです。ただし、戸籍等の郵送請求、パスポート及び外国人住民の届出等は銚田市役所（本庁の市民課）のみです。

また、窓口の閉庁後での、戸籍の婚姻届出等については、365日24時間、本庁にて、受理等いたします。詳しいことは、お問い合わせください。〔銚田市役所（市民課）電話 0291-33-2111 内線 1151〕

<休日の死亡届出に伴う火葬許可証又は埋葬許可証は、銚田市役所（本庁）の市民課の窓口のみで、日直（午前8時30分から午後5時15分まで間）の職員が交付します>

■施設等と主な取扱業務内容

施設名等 (担当課等)	戸籍の届出		住民登録	印鑑		戸籍・住民票などの証明	住民基本台帳カード	パスポートの申請及び交付	外国人住民の住民登録
	平日	休日		登録	証明				
本庁 (市民課)	○	○	○	○	○	○	○ 9:00～ 16:45	○ 9:00～ 16:45	○
旭市民センター	○	×	○	○	○	○	△	×	×
大洋市民センター	○	×	○	○	○	○	△	×	×

(注)「○」は取扱うことができるところです。「×」は取扱いができません。「△」は即日交付することはできません。

なお、本庁での住民基本台帳カードは、申請内容によって即日交付することができません。

※本庁（市民課）での住民基本台帳カード申請及びパスポート申請の受付は、システム等の対応時間により16:45までです。

■戸籍の届出（届出先などは、当サイト「戸籍について」で、掲載してあります）

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの（▲は該当する方のみ）	留意事項
出生届	出生日から14日以内	特別な場合を除き父または母	○出生届書及び出生証明書、○印鑑（届出人のもの）、○母子健康手帳、▲国民健康保険被保険者証	命名に使える字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	特別な場合を除き ①同居の親族 ②同居していない親族	○死亡届書及び死亡診断書又は死体検案書、○印鑑（届出人のもの）、▲印鑑登録証、▲国民健康保険被保険者証、▲医療受給者証、▲介護保険被保険者証	死亡届に伴う火葬許可証については、火葬の予約をしてから来庁してください。
婚姻届		夫、妻	○婚姻届書、○印鑑（届書に押した夫婦のもの）、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、	成人の証人が2人必要です。住所の異動を伴う場合は、住民異動届が必要で

			▲戸籍謄本（本籍が当市以外の方）、▲親の同意書（未成年の方）	す。（未成年者が婚姻する場合は、父母の同意が必要です。）
離婚届		夫、妻	○離婚届書、○印鑑（届出人のもの）、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、▲戸籍謄本（本籍が当市以外の方）	成人の証人が2人必要です。子どもが未成年者の場合は、親権者を定めてください。配偶者が婚姻中の姓をそのまま名乗りたい場合は、別に届出が必要です。裁判離婚の場合は、その謄本および確定証明書等が必要となりますので、詳細は別途お問い合わせください。
養子縁組届		養親、養子、法定代理人（養子が15歳未満の場合）	○養子縁組届書、○印鑑（届出人のもの）、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、▲当事者の戸籍謄本（本籍が当市以外の方）	成人の証人が2人必要です。詳細は、別途お問い合わせください。
養子離縁届			○養子離縁届書、○印鑑（届出人のもの）、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、▲当事者の戸籍謄本（本籍が当市以外の方）	成人の証人が2人必要です。詳細は、別途お問い合わせください。
転籍届		戸籍筆頭者およびその配偶者	○転籍届書、○印鑑（届出人のもの）、▲戸籍謄本1通（銚田市内での転籍のときは不要）、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）	

■住民登録（外国人住民の届出等は、当サイトの後半に記載があります）

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの（▲は該当する方のみ）
転居届 （市内で住所を変えたとき）	転居した日から14日以内	本人又は世帯主（代理人が届け出る場合は、委任状が必要）	○印鑑、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、▲年金手帳（国民年金の方のみ）、▲国民年金証書（受給者のみ）、▲国民健康保険被保険者証（加入者のみ）、▲医療受給者証、▲介護保険被保険者証
転出届 （市外へ住所を変えるとき）	転出する前または転出後	要）	○印鑑、○届出人を確認できるもの（運転免許証等）、▲印鑑登録証、▲国民健康保険被保険者証（加入者のみ）、▲医療受給者証、▲介護保険被保険者証

転入届 (市外から住所を変えたとき)	転入した日から14日以内	○印鑑、○届出人を確認できるもの(運転免許証等)、○転出証明書、▲年金手帳(国民年金の方のみ)、▲国民年金証書(受給者のみ)、▲介護保険受給資格証明書
-----------------------	--------------	---

■印鑑登録 (別に、詳しく当サイト「印鑑登録と証明」で、掲載しています)

登録できる方	登録できない印鑑
市内に住民登録されている15歳以上の方(一定の条件あり)	直径8mm未満か25mmを超える印鑑。機械等で大量生産された印鑑。磨耗した印鑑。き損した印鑑。模様入りの印鑑。指輪の印鑑。ゴム印。同じ世帯の方が登録している印鑑

登録申請をするときに必要なもの		印鑑登録証(カード)の発行
本人が登録の申請をするとき	○登録する印鑑 ○本人であることを証明できる書類(運転免許証等)	即日登録し発行可能 (ただし、顔写真付きの公的な身分証明書が無い場合は即日登録することができません。)
代理人が登録の申請をするとき	○登録する印鑑 ○代理人の印鑑 ○委任の旨を証明する書面(委任状、代理人選任届など)	申請を受けた後、市役所から本人あてに郵送する照会書に必要事項を記入し、市役所へ届け出たときに登録し発行可能となる。

■住民基本台帳カード (別に、詳しく当サイト「住基カード申請方法」で、掲載しています)

	申請のときに必要なもの(▲は顔写真つきを申請するとき)	カードの交付の時期
本人が申請するとき	○印鑑、○本人であることを証明できる書類(運転免許証等)、▲顔写真(縦45mm×横35mm/申請前6か月以内に撮影したもので、正面向き、無帽、無背景、申請者本人のみが撮影されたもの) ※法定代理人が申請するとき、戸籍謄抄本が必要です。	即日交付(本庁のみ) ただし、写真付きの身分証明書をお持ちでないときは、市役所から本人に対し郵送する「交付申請の事実を確認する文書」に必要事項を記入し、本人が持参したときに交付します。(市民センターで申請した場合は、即日交付はできません。)
任意代理人が申請するとき	○申請者本人が任意代理人に対し申請手続を委任した事実がわかる委任状など、○任意代理人の印鑑および写真付きの身分証明書、▲	申請後、市役所から本人に対し郵送する「交付申請の事実を確認する文書」に必要事項を記入し、市役所へ届け出

	申請者本人の顔写真	たときに交付します。
--	-----------	------------

※公的個人認証サービスの機能（電子証明書）を付加したい場合は、別途ご照会ください。

■パスポート申請

銚田市に住所登録している方（学生・単身赴任などで居住していることを証明できる方を含む）がパスポートを申請・受領できるのは銚田市役所（本庁）市民課のみで、申請受付時間は、システム等の対応時間により午後4時45分までになります。（茨城県パスポートセンターでの申請・受領はできません。）

パスポートの受領は、申請日から数えて8日目以降です。（土、日、祝日等閉庁日は日数に含めません。）

申請は代理提出できますが、受領は本人以外にお渡しすることはできません。

その他、申請に必要な書類等の詳しい内容は、当サイトの「住民登録、手数料、住基カード、仮ナンバー及びパスポートなど」の表示の「(参考)」から「茨城県旅券室ホームページ」へリンクできます。当市へのお問い合わせ先は本庁の市民課です。

■主な証明書の手数料

種類	単位	手数料
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	1通	450円
除籍全部事項証明書（除籍謄本）、個人事項証明書（除籍抄本）、改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円
戸籍届出等記載事項証明	1通	350円
戸籍附票の写し	1件	200円
身分証明書	1件	200円
印鑑登録手数料	1件	200円 ※ただし、亡失による場合は300円
印鑑登録証明書	1件	200円
住民票世帯全員の写し（謄本）、個人の写し（抄本）	1件	200円 ※ただし、世帯全員の写し（謄本）は、1件5人まで200円とし、5人ごとに200円増となります。
住民票記載事項証明書	1件	200円
独身証明書	1件	350円
受理証明書 （婚姻届等の受理を証明するもの）	1件	350円 ※ただし、上質紙を用いた場合は1,400円
住民基本台帳カード	1件	500円 ※電子証明書を追記する場合は、別途費用が必要です。

（注） 上記証明書等の申請には、印鑑、本人確認書類のほか、委任状（代理申請の場合）、印鑑登録証（印鑑登録証明書申請の場合）などが必要となる場合があります。詳しくは、本庁（市民課）又は市民センターにお問い合わせください。

◆ 外国人住民の方の届出等 ◆

外国人登録の制度（外国人登録法）が、2012年7月9日で廃止になり、新しい在留管理制度が導入されました。

中長期在留者に対し、「在留カード」が交付され、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。なお、現在お持ちの外国人登録証明書については一定の期間、在留カードとみなされます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、下記の要件で、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

■外国人住民の住民登録について

〈対象区分〉

○中長期在留者（在留カード交付対象者）[3か月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定されたもの以外の外国人]

○特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）

○一時庇護許可者又は仮滞在許可者

○出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者[外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方]（その事由が生じた日から60日までの間は、在留資格を有することなく在留することができます。）

※ 外国人登録法の廃止に伴い2012年7月9日以降は、外国人登録原票記載事項証明書の交付は無くなりました。住民票が作成されますので、必要があるときは交付申請をしてください。

※ 法改正以前の住所履歴等が必要な場合は直接、法務省へ外国人登録原票の開示請求をしてください。

開示請求書等の送付（提出）及びお問合せ先は次のとおりです。

法務省秘書課個人情報保護係

住 所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話：03-3580-4111（内線）2034

受 付：午前9時30分から正午、午後1時から午後5時

（土日祝日及び年末・年始「12月29日から1月3日まで」を除く。）

■住所を変更したとき

異動日から14日以内に銚田市役所市民課へ届出をしてください。

外国人住民と日本人住民が混合している世帯の異動についても、同時に届出ができます。

○銚田市内で転居をしたとき

《必要なもの》

・在留カード等

（特別永住者証明書・みなし在留カード・みなし特別永住者証明書を含む。以下同じ。）

○国外から銚田市へ転入したとき

《必要なもの》

・旅券

・在留カード等

※ 新規上陸時、在留カードが即日発行されなかった方については、その旨が証印されている旅券のみで差し

支えありません。

○国内の他市町村から銚田市へ転入したとき

《必要なもの》

- ・転出元の市区町村発行の転出証明書
- ・在留カード等

○銚田市から他市区町村又は国外へ転出するとき

《必要なもの》

- ・在留カード等（又は本人確認のできる身分証明書）

※ 転出先が確定したら事前にお届けください。

(注) 以上の住所変更に係る届出を代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

■特別永住者証明書の有効期間更新等の手続について

《必要なもの》

- ・パスポート（発行を受けていない方は不要）
- ・証明写真 1 葉（4 cm×3 cm）

（本人のみが撮影されたもので、無帽で正面を向いていること、背景がないこと及び鮮明であることが必要です。

※ 紛失等による再交付の場合は上記のもの他に、特別永住者証明書の素地を失ったことを証する資料が必要になります。（遺失物届証明書・盗難届出証明書・り災証明書等）

- 担当課等
- ・銚田市役所（本庁）市民課（銚田市銚田 1444 番地 1）
< ☎ 0291-33-2111（大代表） >
 - ・旭市民センター（銚田市造谷 605 番地 3）
< ☎ 0291-37-1111（代表） >
 - ・大洋市民センター（銚田市汲上 2415 番地 5）
< ☎ 0291-39-3311（代表） >

※ 外国人住民に関する届出等は、銚田市役所（本庁）市民課のみです。